

はっとり社会保険労務士事務所

人事労務だより

今月の特集

熱中症

～令和7年6月1日より～改正労働安全衛生規則施行 職場における熱中症対策の強化について

※厚生労働省資料より

● 基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

(例) 作業員の様子がおかしい…

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

(例) 救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に即した具体的な対応

● 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知

※報告を受けるだけでなく、職場巡回やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT 28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

～熱中症対策～きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

※参考：厚生労働省「S T O P ! 热中症クールワークキャンペーン」

4月に実施していないことも、この機会にぜひ整備・実施ていきましょう。

●「4月(準備期間)」にすべきこと

- 労働衛生管理体制の確立**：事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
- 作業計画の策定**：暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
- 休憩場所の確保の検討**：冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
- 教育研修の実施**：管理者、労働者に対する教育を実施
- 暑さ指数（W B G T）の把握の準備**：J I S規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- 設備対策の検討**：暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- 服装の検討**：透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- 緊急時の対応の事前確認**：緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

●「5月～9月」にすべきこと

1. 暑さ指数の把握と評価（J I S規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握）

※地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考することも有効

2. 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- 暑さ指数の低減**：準備期間に検討した設備対策を実施
- 服装**：準備期間に検討した服装を着用
- プレクーリング**：作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 暑熱順化への対応**：熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整。新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること。
- 日常の健康管理**：当日の朝食の未接種、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 休憩場所の整備**：準備期間に検討した休憩場所を設置
- 作業時間の短縮**：準備計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- 水分・塩分の摂取**：水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- 健康診断結果に基づく対応**：次の疾患を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢
- 作業場の労働者の健康状態の確認**：巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**：あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底。少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応。必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却。症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）。

●さらに…特に「7月」にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加**
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底**
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底**
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加**
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施**
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

「人事労務だより」 発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町3-3-211

TEL/ FAX (0745) 61-4284

Email : h-chan@leto.eonet.ne.jp